

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告申し上げます。

東日本大震災は、我が国にとって、まさに時代を画する転換点となるものであり、国を挙げて東日本の再生を着実かつ迅速に推進し、復興に取り組む必要があります。

そのためには、未だ収束の見通しが立たない原子力災害について、抜本的な対応を図り、将来に向けた安心を確保することが、まずは欠かせないものと考えております。

そこで、去る5月31日に開催された全国知事会議において、あらゆる原子力事故に対して万全の対応がとれるよう早急に防災指針の見直しを行うこと、国の責任において広域的かつ継続的な放射線量の測定を実施することなどを、国に求めるべきとの提案を行いました。

また、昨日には高木文部科学大臣にお会いし、子どもの健康を最優先に考え、放射線量に関する基準を政府として明確に示すとともに、福島県内の学校等における土壌汚染対策への支援を本県にも拡大するよう、強く訴えて参りました。

今後の復興推進に当たりましては、社会生活の安定を図る上でも、経済産業活動の再建のためにも、当面の電力使用に関する制約を克服することが重要となります。

そのため、去る5月20日に栃木県震災復興推進本部会議を開催し、「みんなで達成しよう！ピーク電力マイナス15パーセント！」をキャッチフレーズとする「オール栃木節電取組方針」を決定いたしました。

この方針におきましては、電力需要の高まる7月から9月までを重

点期間とし、医療機関や福祉施設、高齢者のおられる家庭などには配慮しつつ、県民、事業者、行政が一丸となって節電に取り組むことにより、県全体として去年のピーク時使用電力量から15パーセントの削減を目指すとともに、県有施設におきましては、冷房温度の調節や節電監視員のパトロール等により20パーセント以上の削減を図ることといたしました。

さらに、節電対策に係る県民運動の一環といたしまして、去る5月23日には、県、経済団体、企業、労働団体、報道機関、さらには、とちぎ環県民会議の代表が一堂に会し、「とちぎ産業節電サミット」を開催いたしました。

サミットでは、各々の取組や課題について意見交換を行った上で、使用電力量の削減に向けて英知を尽くすとともに、県内産業の復興と発展に全力で取り組むことを柱とした「とちぎ節電対策宣言」を採択いたしました。

今般の取組は、この夏の電力不足対策に止まらず、将来にわたってエネルギー消費を抑制し、地球温暖化の防止を図り、環境立県を推進していくためにも重要な鍵を握るものと考えております。議員各位におかれましても、これらの取組に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方分権改革の動向について申し上げます。

「国と地方の協議の場の法制化」及び「義務付け・枠付けの見直し」を含む、いわゆる「地域主権3法」が去る4月28日に参議院において可決、成立し、5月2日に公布されました。

「義務付け・枠付けの見直し」では、条例に委任しつつも、一部に国の基準に従うべきものとして県の裁量が認められない項目が含まれており、未だ不十分な部分もありますが、地方が地域の資源を活用し、独自の創意工夫を最大限に発揮することができる、真の分権型社会に一步近づくとともにとなります。

また、我が国の未来を決める政策や制度に、企画立案段階から国との協議に臨むこととなる地方にとりましては、これまで以上の責任と覚悟が求められるものでもあります。

県といたしましては、引き続き市町村と十分に意見交換を行いながら、全国知事会等とも連携し、真に地方の実情にあった改革が進むよう、しっかりと取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例2件、その他の議案4件の計8件であります。このほか報告5件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災からの早期復旧と復興に向け、国の補正予算に呼応し、甚大な被害を受けた道路、農業用施設等の復旧や地すべり対策を行うほか、被災者の生活再建及び震災により影響を受けた県内中小企業の経営の安定や失業者への支援等に、迅速かつ適切に対処することとして編成したところであります。

主な事業といたしましては、公共施設や県立学校等の本格的な復旧工事や災害関連公共事業に取り組むとともに、私立学校や幼稚園、医療施設、社会福祉施設等の復旧事業への支援などを行うことといたし

ました。また、災害援護資金等の貸付けのほか、県制度融資において、震災により被害を受けた県内中小企業を支援するための資金を創設するとともに、被災失業者等の雇用機会の拡大、被災児童生徒等への就学支援、被災県への心のケアチームの派遣等を行うことといたしました。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、225億4,319万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、7,900億106万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債等を充てることといたしました。

第2号議案の水道事業会計補正予算は、震災により破損した水質検査機器の更新等に要する経費について補正するものであります。

第3号議案は、震災により被災し、経済的理由により就学等が困難となった児童生徒等の教育機会を確保するため、栃木県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、栃木県人事委員会委員戸賀崎栄子氏の任期が来る7月31日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第6号議案から第8号議案は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

報告第2号から第5号までの4件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。